

平成30年第9回筑紫野市農業委員会総会  
議事録

平成30年9月7日 午後2時59分  
筑紫野市役所第5会議室

1 開会日時及び場所 平成30年9月7日 午後2時59分  
筑紫野市役所（第5会議室）

2 閉会日時 平成30年9月7日 午後3時26分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

井上ユキエ、野田勇男、藤井利春、熊野修治、市川一、砥綿和廣、

井上裕一、岡部隆充、平嶋光雄、高村勲、神崎光成、原野忠俊

農地利用最適化推進委員

渡辺忠、野美山義照、井上瞳、八尋一男、八尋雄二、平山正美、

柴田祥弘、岡島勝實、平山隆好

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

日永田美月

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 中村昭治

事務局農地担当係長 古田浩明

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主事 森紘志

筑紫野市環境経済部農政課主任 田頭徹朗

5 会議に付した事項

農地

報告第26号 公共事業に伴う農地の一時利用届出について

報告第27号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

報告第28号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について

議案第22号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第23号 非農地証明願いについて

議案第24号 筑紫野市農業委員会事務局設置規則の一部を改正する規則の制定  
について

農政

議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）  
に関する意見照会について

○議長：全員そろっておりますので、今から定例会を開催いたします。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第9回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名人の指名を行います。署名委員には、3番委員の藤井委員、それから11番委員の神崎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事は既に配付しております議案目録の順序に従いまして、本日の会議を進めてまいりたいと思います。

まず最初に、報告からいきたいと思います。公共事業に伴う農地の一時利用届出に関する件を報告いたします。

報告第26号、議案書のとおり、農地の一時利用届出が1件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局：では、読み上げて説明とさせていただきます。

1番、賃借人、太宰府市□□、株式会社□□、代表取締役□□。賃貸人、筑紫野市□□、□□ほか1名。届出地の表示、□□ほか1筆。田1,467平米、合計1,467平米。利用目的、太宰府市の公共工事（奥園雨水管きょ築造工事）に伴う資材置き場（一時利用）。利用期間、平成30年7月26日から平成30年10月31日まで。参考事項、用排水処理、承諾書添付。受付月日、平成30年7月26日。

この分につきましては、利用期間が3カ月以内の公共工事ということで、この届出が出されております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑等ございましたら御発言願います。

（なし）

○議長：ないようでございますので、本件に関する報告をこれで終わります。

次に進みます。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を御報告いたします。

報告第27号、議案書のとおり、農地の転用届出が2件ございます。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。畑323平米、合計323平米。転用目的、共同住宅。構造規模、木造2階建て。工事期間、平成30年9月1日から平成31年1月31日まで。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年8月9日。

2番、届出者、福岡市□□、□□。届出地の表示、□□。畑388平米、合計388平米。転用目的、

自己住宅。構造規模、木造2階建て。工事期間、平成30年11月6日から平成31年3月24日まで。  
開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年8月21日。

以上です。

○議長：ありがとうございます。本件について質疑のある方は御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、本件に関する報告をこれで終わります。

次に進ませてもらいます。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第28号、議案書のとおり、農地の転用届出が2件あります。事務局の説明をお願いします。

○事務局：読み上げて説明とさせていただきます。

1番、譲受人、太宰府市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。田116平米、合計116平米。転用目的、駐車場。契約内容、売買。構造規模、砂利敷。工事期間、施工済み。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年7月27日。

2番、譲受人、大阪市□□、□□株式会社、代表取締役□□。譲渡人、筑紫野市大字筑紫7-6、株式会社SAKURA、代表取締役日高正人。届出地の表示、下見564-1。田665平米、仮換地地積211.01平米、合計665平米。転用目的、宅地分譲。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、平成30年4月27日から平成31年3月31日まで。開発許可の要否、土地区画整理事業認可済み。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年8月6日。

3番、譲受人、福岡市□□、□□株式会社、代表取締役□□。譲渡人、うきは市□□、□□ほか1名。届出地の表示、□□。畑71平米、合計71平米。転用目的、宅地分譲。契約内容、売買。構造規模、整地。工事期間、施工済み。開発許可の要否、不要。参考事項、要件具備。受付月日、平成30年8月21日。

以上です。

○議長：今、私のほうで「農地転用届が2件ございます」と申し上げましたけれども、私の言い間違いです。3件に訂正しておきます。

では、説明が今3件ございましたが、本件について質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、次に進めさせてもらいます。

本件に関する報告は以上で終わります。

議案第22号、農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）に関する件を議題といたします。

まず1番について、地区担当委員の説明をお願いいたします。

これは私になっております。御案内のとおり、□□さんがもう農地はできないということで、同じ□□ですが、□□さんに一括して農地をやってもらおうということで、このような申請がっております。これはあくまでも売買となっております。こういふことで話を聞いております。

場所は記載のとおりで、1番については譲受人が□□さんであり、また、譲渡人も□□さんです。親戚関係ではないですけれども近所の方です。□□の5筆と。田が4,094平米。契約は売買となっております。

それから、次、一括して説明させていただきます。

2番でございますが、既に御承知かと思いますが、筑紫野市大字山口の□□さんが買われるわけですが、持ち主は北九州市の□□、記載のとおり、□□さんでございます。あとで地図を見ていただきますが、現地を見ましても、今、整地して小屋を建てている後ろ側に若干の傾斜がございます。当時、傾斜を一緒に変えておけばよかったものを変えていなかったものだから、残っていたということで、198平米とわずかな面積でございますけれども、これを買って倉庫等に使用されると、併用して使うということです。

次のページに二つほど図面がございますが、最初の□□につきましては、農道を挟んで連続して3筆ほど、ほかのも合わせまして5筆ほどの一つのまとまった農地を買われたいと。一括して農業をやるということです。以上でございます。

それから、2枚目の6ページですが、今、御説明しましたように、道から入っていきますと、前には倉庫があるんですけども、その後ろ側の黒塗りしてあるところが傾斜地になって、若干下がっています。そこが農地として残っていたと。それを今回買収して一緒に使うという状況でございます。

事務局のほうで何か補足がございましたらお願いいたします。

○事務局：では、補足の説明をさせていただきます。

1番につきましては、譲渡人と譲受人は親子になっております。譲受人の□□さんはまだ29歳で、平成29年4月より新規就農という形で、今、就農しております。

このたび、□□さんより□□さんのほうに所有権を移転することとしましたけれども、□□さんが新規就農で国からの給付金を受けている関係で、売買で取り扱うこととなっております。

耕作状況につきましては、□□さんは1万2,469平米を耕作しております、そのうち米が1万1,000平米、野菜が1,469平米となっております。

農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、耕運機を所有しております。

地域との調和条件ですが、申請地につきましては米及び野菜の作付を行う予定でありまして、周囲に支障が生じることはないと思われまふ。

従事日数につきましては、300日従事しているということでございます。

2番につきましては、□□さんの自宅のすぐ裏がこの申請地になっておりまして、草刈りなどの管理は既に□□さんがやっておりましたけれども、このたび、双方の合意によりまして□□氏へ売却することになりました。

耕作状況につきましては、6,989平米耕作しておりまして、米5,809平米、野菜1,180平米となっております。

農機具につきましてはトラクターを所有。労働力は2名で、御本人と奥さんとなっております。20年の農業経験があるということでございます。

申請地につきましては、野菜の作付を行う予定でありまして、周囲に支障が生じることはないと思われまます。

従事日数につきましては、御本人が150日、奥さんが50日となっております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。今、1番、2番を一括して御説明いたしましたが、本件に対する質疑あるいは御意見等がございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進ませていただきます。

議案第23号、非農地証明の証明願に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員の説明をお願いします。またあわせて2番についても継続して説明をしたいと思えます。では、□□委員よろしく願いいたします。

○委員：1番、説明いたします。申請人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積は田が46平米でございます。申請内容につきましては、当該地は昭和60年から物置（車庫）の敷地として利用されているため、現況は宅地となっているということで、8月22日に現地の確認をいたしました。

46平米のうち、約半分程度が車庫として利用されているということで、私の知っている限りでは相当前から車庫として利用されておりましたので、周りの環境から見ても問題ないと判断しているようです。

○議長：2番について、私になっておりますので御説明申し上げます。

2枚目の7ページの地図を見ながら聞いていただければありがたいのですが、周りが全部住宅地になっていまして、そこを昔は畑みたいな感じで宅地と一緒にあわせて使ってたようです。私も初めて気がついたのですが、記載のとおり、昭和の時代からこうしてあったということで、今回宅地に変えて、一部そういう利用もしていきたいということで申請が 있습니다。

以上2件について、概略をそれぞれ地区委員の方から御説明を受けましたので、事務局のほうで補足があったらお願いします。

○事務局：申請内容につきましては議案書及び、今、説明があったとおりです。事務局とあと会長、副会長で9月3日に現地確認をしております、確かに農地ではない状態と確認しております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。では、本件に関する質疑、御意見がある方は御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございます。議案でございますので採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に進ませてもらいます。

議案第24号、筑紫野市農業委員会事務局設置規則の一部を改正する規則の制定についての件を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局：では、説明をさせていただきます。

まず、農業委員会という組織は市役所とは別の行政機関と位置づけられておりますので、所在地や所掌事務などは、市役所とは別に規則を定められております。その規則の公布に当たりましては委員会の議決が必要であることから、今回提案させていただいております。

議案書のほうに「参考」として載せていただいている分が筑紫野市農業委員会設置規則で、事務局の設置につきましてはこのように規則が定められております。

今回、市役所が新庁舎へ移転することから、農業委員会事務局の設置の場所も変更になりますので、議案のとおり、第2条の「筑紫野市二日市西一丁目1番1号」を「筑紫野市石崎一丁目1番1号」に改めるように規則を改正するものです。

以上です。

○議長：まだ先の話ですね。

○事務局：いや、もうすぐですね。

○議長：今、事務局から説明がありましたように、先の話ですかと聞いたら当然そのとおりでございまして……。

○事務局：もうすぐですね。

○議長：本件に対する御質疑等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：ないようでございますので、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。本案を原案のとおり可決することに決しました。

次に進みます。

農政議案第11号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。

まず、農政担当者の説明をお願いします。

○農政担当：それでは、議案第11号について御説明させていただきます。筑紫野市役所農政課の田頭と申します。よろしくお願いいたします。

今回は、合計38件、120筆の農用地利用集積計画がございます。今回の集積契約の趣旨としましては、延べ38名の地権者が地域の担い手に農地を集積する目的で福岡県の農地中間管理機構に農地を貸し付けるものでございます。これまでも年に1回または2回程度、議案として上程させていただいている案件でございます。

農地中間管理機構では、地域で耕作を続けていくことが困難な農家等から農地を一旦借り受けまして、その地域の担い手に集約して貸し付ける農地中間管理事業を行っております。中間管理事業を活用することはさまざまな補助事業の要件となっていることもあり、近年、市内でも機構への集積が拡大しています。

筆ごとの説明については、済みません、こちらでは割愛させていただきますので、お読み取りいただきますようお願いいたします。

説明については以上となります。今回の利用集積計画について、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長：今、説明がありましたが、本件に関する質疑あるいは御意見等ございましたら御発言願います。

(なし)



○議長：ないようでございますので、お諮りいたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

(賛成者挙手)

○議長：異議なしと認めます。よって、本案とおりに決定することに決しました。

次に進ませてもらいます。

農政議案第12号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に関する意見照会についてを議題といたします。

計画の内容について事務局の説明を求めます。

○農政担当：それでは、続いて議案第12号について御説明いたします。こちらは先ほど御審議いただきました議案第11号の農地について、それぞれ農地中間管理機構に対し地域の担い手への配分計画、どなたに配分するかを提案するものでございます。

先ほどの120筆の農地に対しまして6件の農用地配分計画がございます。また、今回、1件目及び5件目につきましては、以前まで農地所有者から□□の□□氏に利用権等で貸し付けられていた農地でございます。

今回これらの農地を□□氏が法人化した農事組合法人□□へ配分することを提案するものとなります。また、その他の農地につきましては、それぞれ地域の担い手でございます農事組合法人□□、農事組合法人□□、農事組合法人□□への配分を提案いたします。

以上、これらの配分案について、妥当かどうか御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長：数が多うございますけれども、既に配付しておりましたのでごらんいただいたと思えます。本件に対する質疑あるいは御意見等ございましたら御発言願います。

(なし)

○議長：では、質疑等ございませんのでお諮りいたします。

本件について意見なしと認めまして、御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認め、このとおりに決しました。

以上で、予定しておりました報告から議案までの審議は終わりましたので、ここで定例会を終了したいと思います。

定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成30年第9回筑紫野市農業委員会定例会を閉会といたします。